

## 目次

<原発ADR>打ち切り、夏以降に集団提訴か 福島・浪江町.....	3
原発訴訟で「低額の賠償判決」が相次ぐ理由 地域崩壊や放射能汚染でも被害を「過小」認定.....	4
地元の仲間は散り散りになった.....	4
区域外避難者への賠償.....	5
News Up ふるさとを返して.....	8
相次ぐ賠償命令.....	8
なぜ責任を認めたのか.....	9
国と東電には厳しい判決.....	10
原告の涙の訳は.....	10
広がり続ける「溝」 .....	13
東日本大震災 福島第1原発事故 ふるさと喪失いわき訴訟、原告控訴 .....	13
東日本大震災 福島第1原発事故 避難者訴訟 「被害救済の判断不当」 慰謝料低さ理由に控訴 ／福島 .....	14
原発避難者訴訟で控訴 福島、原告と東電双方 .....	14
東日本大震災 福島第1原発事故 原発避難訴訟 東電に6.1億円賠償命令 「ふるさと喪失」認定地裁いわき支部 .....	15
東日本大震災 福島第1原発事故 避難訴訟 東電に賠償命令 双葉町の小川さん、損害の評価低く／福島.....	16
「暮らし全て失ったのに」 .....	16
<原発事故避難者集団訴訟>古里喪失の損害認定、東電に賠償命令 福島地裁いわき支部.....	17
<原発事故避難者集団訴訟>賠償額「実態に見合っていない」原告側弁護団が批判.....	18
<原発事故避難者集団訴訟>「古里喪失」の慰謝料争点 あす判決 .....	19
「国の責任」判断に注目 京都原発避難者訴訟、15日判決 .....	20
「3.11」被災者のPTSDが7年目に増えた理由.....	21
賠償の打ち切りまで残すところあと1年 .....	21
時間では癒えない福島のPTSD .....	22
政策に翻弄される住民たち 地域によりストレス源にも違い.....	23
子どもだけではなく大人まで 賠償金への妬みでいじめ .....	23
福島とそれ以外では被災の「質」が違う .....	24
20年続くかもしれない賠償訴訟 8年目の今だからできること .....	24
東日本大震災 福島第1原発事故 群馬・原発避難者訴訟 原告側「責任逃れだ」 東京高裁初弁論 ／群馬 .....	26
東電に11億円賠償命令、過去最高額 「ふるさと喪失」損害を認定.....	27
原発避難訴訟、東電に賠償命令「故郷で生きる利益侵害」 .....	28
東電に11億円の賠償命令 東京地裁.....	29

南相馬元住民「判決に疑問」 .....	29
【ことば】ふるさと喪失慰謝料 .....	30
【千葉】<2017回顧 取材メモから>原発避難者訴訟の地裁判決 国の法的責任認めず怒り .....	31
<原発事故>東電賠償迫る期限 家賃・慰謝料来年3月終了、問われる被災者支援 .....	32
<福島県に寄付案も> .....	32
<期間延長議論なし> .....	32
原発事故、国と東電に賠償命令 原状回復は却下 福島 .....	34
原発被害者訴訟 賠償制度の妥当性焦点 10日に福島判決 .....	35
「生業を返せ！」最大の原発訴訟、原告たちの訴え（前編） .....	37
【生業訴訟】 .....	38
「生業を返せ！」最大の原発訴訟、原告たちの訴え（後編） .....	39
全国で4番目、福島原発避難者訴訟が結審 判決は来年3月 京都地裁 .....	41
千葉・原発避難訴訟 「ふるさと喪失」初認定 賠償上積み .....	42
【千葉】「ふるさと喪失」慰謝料焦点 東電福島原発事故 避難者訴訟きょう判決 .....	43
東日本大震災 福島第1原発事故 避難賠償 東電・国の責任焦点 「古里喪失」どう評価 千葉訴訟あす判決 .....	44
【千葉】<原発避難 ふるさとを返して>（上）「今も帰りたい」募る思い 双葉町から避難の石川夫妻 .....	45
【千葉】<原発避難 ふるさとを返して>（中）「原発事故なければ」 南相馬市から避難の菅野さん .....	46
【千葉】<原発避難 ふるさとを返して>（下）「地域や人間関係 崩壊」 「ふるさと喪失」の慰謝料も請求 .....	47
<原発避難集団訴訟>72人追加提訴 原告は670人に 福島地裁いわき支部 .....	49
福島第1原発事故 原発避難者山形訴訟 悲痛な思い吐露 本人尋間に3人 地裁／山形 .....	50
「古里捨てた」罪悪感／地震のたびにびくびく .....	50
<原発避難集団訴訟>被災者の救済 道陥しく .....	51

## ＜原発ADR＞打ち切り、夏以降に集団提訴か 福島・浪江町

河北新報 2018年04月18日水曜日

福島県浪江町の町民約1万5000人が申し立てた東京電力福島第1原発事故に伴う慰謝料増額の和解仲介手続き（ADR）が打ち切られた問題で、町と弁護団は17日、今後の意向調査を踏まえ、早ければ今夏以降に、東電に一律の賠償を求める集団提訴に踏み切る可能性があるとの見通しを示した。同日の町議会全員協議会で説明した。

町などによると、打ち切りや対応に関する説明会を、5月26日に避難先の福島市と二本松市、27日にいわき市と浪江町、29日に東京でそれぞれ開催。同時に全町民を対象に意向調査票を配布し、6月15日までに返送してもらう。

町は調査結果を基に、町民に裁判費用が発生する集団訴訟か個人によるADR申し立てに切り替えるか、支援の道を判断する。

弁護団の浜野泰嘉事務局長は取材に「（浪江町が一時全域避難となったことによる）古里喪失などの要素も加え、集団訴訟に集中したい」と提訴を目指す考えを示した。

浪江町のADRは7割を超える町民が申し立てた。原子力損害賠償紛争解決センターは月額1人5万円を上乗せして慰謝料を15万円とする和解案を提示。東電が6度にわたって拒否し、センターが今月6日、町に仲介打ち切りを伝えた。

## 原発訴訟で「低額の賠償判決」が相次ぐ理由 地域崩壊や放射能汚染でも被害を「過小」認定

岡田 広行：東洋経済 記者  
東洋経済 2018年04月11日



「不当判決」の垂れ幕を掲げた避難者訴訟（福島県いわき支部）の弁護団（編集部撮影）

福島地方裁判所いわき支部（福島県いわき市）は3月22日、東京電力・福島第一原子力発電所事故により強制避難を命じられた住民が起こした訴訟で、被告の東京電力ホールディングスに損害賠償を命じる判決を出した。その内容を聞いて、原告の小川貴永さん（48）は肩を落とした。

「住んでいた町は壊滅し、仕事も人間関係もすべて失った。それに対しての賠償がわずか150万円にも満たないという。被害と釣り合っているのか？」

### 地元の仲間は散り散りになった

原告216人は「ふるさと喪失」への慰謝料の認定および避難に伴う慰謝料の上乗せを求めてきたが、認められたのはそのうちのごく一部。裁判所は東電に対して、これまでの賠償（避難生活に伴う精神的損害に対する慰謝料）に上乗せする形で「ふるさと喪失」被害への賠償および精神的慰謝料の増額分の支払いを命じたものの、その額は、福島県双葉町や大熊町、楢葉町、南相馬市など避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）に住んでいた原告に対して一律150万円、広野町など旧緊急時避難準備区域の原告に対して一律70万円にとどまった。

判決が示されるや否や、裁判所の門前では原告弁護団が「不当判決」の垂れ幕を掲げた。

小川さんが原発事故前に暮らしていた双葉町の自宅は、福島第一原発から3キロメートルしか離れていない。現在も放射線量が高く、町役場の許可無しで立ち入ることができない「帰還困難区域」にある。

7年に及ぶ避難生活を強いられている間に住宅の傷みがひどくなり、野生動物が入り込むようになった。

事故が起きる前に営んでいた養蜂業の再建は断念させられ、妻や2人の子どもとは離ればなれの避難生活を強いられてきた。現在、避難者が多く暮らすいわき市内の復興公営住宅団地内で食堂の開店を目指しているが、ゼロからの再出発になる。

地元の神社の氏子総代でもあり、地域とのつながりが深かった小川さんは、原発事故後も双葉町での再建をあきらめようとした。しかし、かつて親交を深めた地元の仲間たちは散り散りになり、高齢化も進んだ。

裁判所はこうした「ふるさと喪失被害」を事実として認定したが、損害賠償は慰謝料増額と合わせて前述のように150万円しか上乗せを認めなかった。

判決文では、「ふるさと喪失慰謝料」と「避難慰謝料」とを、まったく別の慰謝料であるとして評価し、それぞれについて金額を認定したうえで積算することは不可能であるか、少なくともきわめて困難であり、性質上適当なものであるとも言えない、と結論づけている。しかし、その理由については、はつきりと示されていない。



福島地裁いわき支部の裁判官による小川貴永さん宅の現地検証。  
雑草が庭を覆い尽くしていた(記者撮影)

## 区域外避難者への賠償

3月16日には東京地裁で、いわき市や郡山市など避難指示区域外からの避難者（区域外避難者）が起こした裁判で判決があった。こちらでは東電が必要とされる津波対策を怠っていたことや、国がそれを知りながら規制権限行使しなかったことを裁判所が認定。原告弁護団の中川素充共同代表は「国や東電の責任を明確に認めた点について高く評価したい」とコメントした。

だが、損害の認定および慰謝料の支払いについては「これまでの区域外避難に関する判決の中では最も高水準だが、それでもなお低く、ケタが一つ違う」（中川弁護士）という。

区域外避難者が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、「およそ140万～200万円程度」（中川弁護士）の認定にとどまる。今回提訴した区域外の避難者には数万～数十万円程度の賠償金しか支払われていない。今回の判決でも賠償すべき期間について、大人の場合に2011年12月まで、妊婦や子どもで2012年8月までにとどめている。つまり、それ以降は賠償すべき被害はないという判断だ。

こうした裁判所の判断に対して、原告の鴨下祐也さん（49）は、「被害の実態を反映していない」と批判する。というのも、今なお避難元の自宅敷地は放射性物質で汚染されており、看過できないレベルだと感じているからだ。

東京地裁での訴訟で、原告は自宅敷地内の土壤の汚染状況を測定し、裁判所にその結果を示した。中川弁護士によれば、「測定したどの家庭でも、放射線管理区域（1平方メートル当たり4万ベクレル以上）の基準を上回っていた。中には機械で計測できる値を超ってしまったケースもあった」。

放射線管理区域は、放射線による障害を防止するために設けられており、一定レベルの汚染が見つかった場合には、人がみだりに立ち入ることができない措置を講じなければならない。しかし、区域外避難者の自宅周辺でもそうしたレベルの汚染があちこちにある。

自然科学の研究者である鴨下さんは、「実験室でも、今回の測定で判明したレベルの汚染はめったに見られない。被ばくを避けるために避難している実情を裁判所にはきちんと理解してもらいたい」と話す。

取材に応じた診療放射線技師は「放射性同位元素で床などが汚染された場合、まず可能な限り除染した後に汚染部位を取り囲み、大きめに非汚染部位との境界となるテープを貼る。その後は、その汚染区域に立ち入らないようにして、自然放射線レベルになるまで減衰を待つ」とその手順を解説する。

医療現場で用いられる放射性同位元素の半減期はそのほとんどが3日以内と短い。一方、原発事故による汚染はセシウム137が中心で、その半減期は実に30年以上。減衰といっても、気の遠くなるような時間がかかる。



鴨下祐也さん（中央）は被ばくから身を守るために避難生活を続いている（2013年3月の提訴時の会見、編集部撮影）

避難の合理性を認める期間を区切ったのは、3月15日の京都地裁の判決でも共通している。同判決でも国と東電の責任を認め、区域外避難者による避難開始の合理性を事故1年後の2012年4月1日まで認めた。そのうえで、避難時から2年が経過するまでに生じた損害について、事故との「相当因果関係」があるとした。ただし、それ以降については避難の合理性を認めていない。

賠償期間の定め方に問題がある

原子力災害の損害賠償制度に詳しい除本理史・大阪市立大学教授は、昨年3月の前橋地裁以降の7つの判決を検証したうえで、裁判所による被害の認定について「積極的に評価できる側面と、そうでない側面が併存している」という。

「7つの判決では、国の原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)が設けた『中間指針』ではカバーできない損害があると認めたうえで、司法が独自に判断して賠償を命じている。その点は積極的に評価できるが、一方で特に避難区域外について、損害の認定が低額になっている。たとえば区域外避難の合理性に関して、賠償の対象とする期間が短いなど、期間の定め方に問題がある。また、ふるさと喪失に対する慰謝料についても、損害の評価が十分とは言えない」（除本教授）

前出の福島地裁いわき支部での訴訟で原告弁護団幹事長を務める米倉勉弁護士は、認定された賠償額について、「あまりにも低すぎる」としたうえで、「裁判所が被害の実態について、原告側の主張をほぼそのまま受け入れた」ことや、「避難者について一律でふるさと喪失を含む損害について賠償の必要性を認めたこと」を、控訴審における賠償額上乗せの主張の足掛かりにしたいとする。

福島原発事故から7年が経過する中で、双葉町、大熊町、浪江町や富岡町、葛尾村の一部などを除く福島県の浜通地区ではすでに避難指示が解除され、住民の帰還が始まっている。しかし、働き盛りや若年層を中心に戻らない世帯も多い。

楢葉町からいわき市内に避難した金井直子さん（52）は、PTAの活動を長く続ける中での家族ぐるみでの付き合いが、原発事故をきっかけに断ち切られた。現在でこそ避難指示は解除されたものの、「隣近

所は戻ってきておらず、町は変わり果ててしまった」(金井さん)。

金井さんはいわき支部での避難者訴訟に参加し、被害の実態を訴えてきた。判決後の集会で金井さんはこう述べた。「原発事故がひとたび起こると、何もかも奪われてしまう、その重大性が矮小化されいることに危機感を感じている。当事者として声をあげ続けていく」。

この問題意識こそ、共有されなければならない。

News Up ふるさとを返して

NHK 2018年4月6日 18時03分



生まれ育った家、家族や友人の生活。ある日、その日常のすべてが奪われたら、あなたはどう感じますか。福島第一原発事故から7年。事故の賠償をめぐる問題は収束するどころか、ますます複雑になっています。(社会部記者 藤田日向子)

相次ぐ賠償命令



平成29年3月17日 前橋地裁

去年3月、前橋地方裁判所。

法廷から飛び出した弁護士は「国の賠償責任を認める」と書かれた紙を掲げていました。集まつた多くの人から、わき起こった大きな拍手。

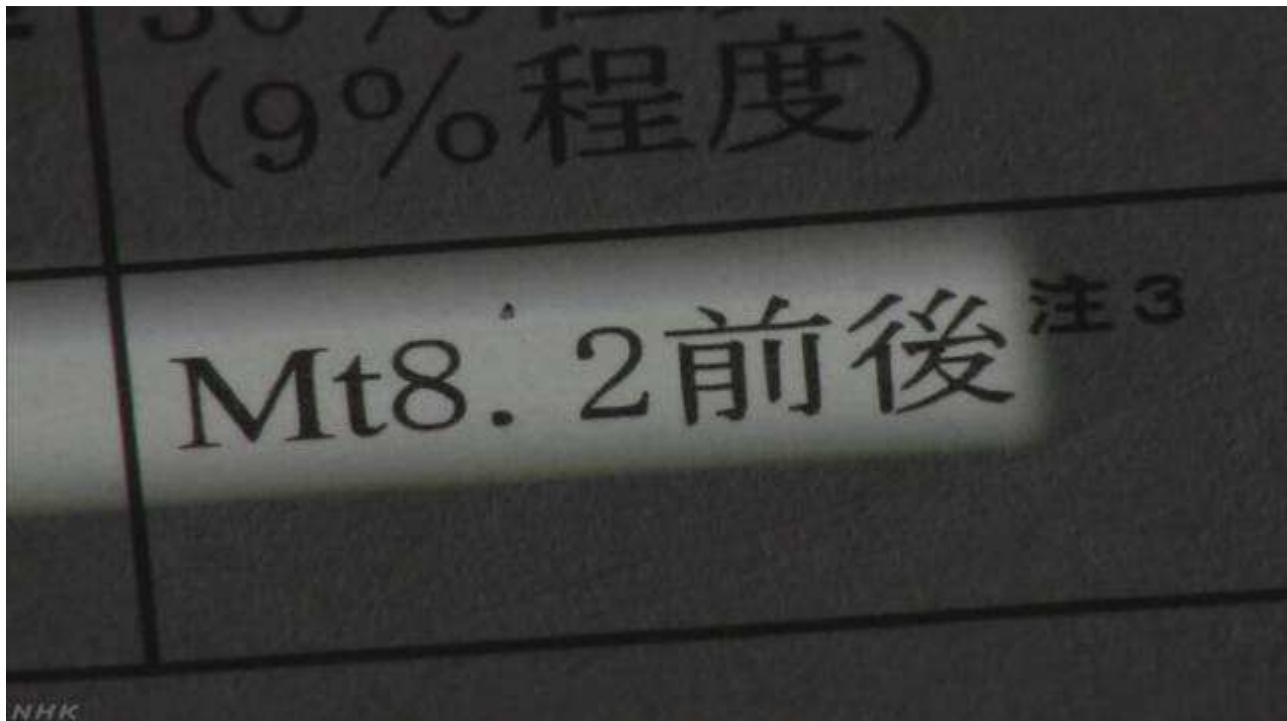
その日、言い渡されたのは、福島県の避難指示区域などから避難した人たち1万2000人が起こした一連の集団訴訟の初めての判決でした。

裁判の目的は、国や東京電力が事故の対策を怠っていたという責任を追及すること。そして、東京電力が国の指針をもとに行ってきた賠償の基準が妥当ではないことを明らかにすることでした。

国と東京電力の両方を訴えた裁判では、先月までに判決が出た5件のうち、前橋、福島、京都、東京の4つの裁判所が、国と東京電力の責任を認め、賠償を命じました。

### なぜ責任を認めたのか

なぜ、事故の責任を認める判決が相次いだのでしょうか。



判決文では、平成14年に政府の地震調査研究推進本部が福島県沖で大津波を伴う地震が起きる可能性を指摘していたことが挙げられています。

これに基づいて対策を取っていれば、事故は防げたという理屈です。

これに対して国と東京電力は、地震調査研究推進本部が公表した内容は専門家の間でも評価が定まつていなかつたと主張しましたが、退けられました。

### 国と東電には厳しい判決

この判断には、原発事故の特殊性ともいえる被害の大きさや広がりが影響しているという見方も出ています。

ある司法関係者は「原発事故の被害を裁判官自身が目の当たりにしたことが大きかったのではないか」と話しています。

また、別の司法関係者は、4年前に最高裁判所がアスベスト被害をめぐる裁判で国の責任を認めたことを引き合いに出し「アスベストと同様に国策として進められた原発の事故で重大な結果が生じたのに、国に責任はないという判断はできないのではないか」と話しています。

「被害の重大さ」と「事故を予測できたかどうか」は、本来、別の問題です。

それでも、複数の司法関係者から、被害の重大さが裁判所の判断に影響した可能性があるという見方が出るほど、一連の判決は国と東京電力にとって厳しいものでした。

### 原告の涙の訳は



南相馬の避難者訴訟判決後の会見（平成30年2月）

しかし、勝訴したはずの原告は、その多くが、判決の後の会見で涙ながらに「納得できない」と訴えました。

判決は、国の指針をもとに東京電力が行ってきた賠償の基準は十分ではない部分があるとして、既払いの賠償金に一定の額を上乗せするよう命じました。

しかし、原告たちが納得できなかったのは、賠償の考え方でした。その1つが、「住み慣れたふるさとを失った」という訴えに対する答えです。

多くの集団訴訟で、原告側は、避難に伴う苦痛に対する慰謝料とは別に、ふるさとを失ったとして、その慰謝料も求めていました。

しかし、一部の判決をのぞいて「ふるさとを失った」という訴えは特別なものとして扱われず、慰謝料を考える事情の1つにとどまるところとされました。

東京の裁判に加わったある男性は「我々はふるさとを奪われ、家族の団らんを奪われ、なりわいを奪われ、人生さえも奪われました。認められた内容にはどうにも合点がいかないのです」と話していました。

さらに、避難する必要があったと認められた期間が人によっては求めていた水準よりも大幅に短かったことも、納得のいかない理由の1つになっています。



原発事故全国弁護団連絡会の米倉勉弁護士は「国の帰還政策に追従し、ふるさとの喪失を認めず、避難の合理性があると認めた期間も短かった。賠償問題の收拾がつかなくなることを恐れた判決だ」と批判しています。

ふるさとは失われたのか？どれだけの人が、いつまで避難を続ける必要があるのか？目に見えない被害だけに、人によって受け止め方は異なります。

司法の場に持ち込まれたこうした問い合わせに対する答えは、どちらにとっても納得のいかないものとなりました。

## 広がり続ける「溝」



これまでに判決が言い渡された7件の裁判は、すべて双方が控訴したため、2審の高等裁判所で改めて審理されることになりました。

高裁でも、国・東京電力の責任や、目に見えない放射能の被害をどう受け止めるべきかが争われ、裁判は長期化する見通しです。

裁判とは別に、国の仲介で和解を進めるADRの手続きもありますが、一連の判決の影響で手続きが止まるケースが相次いでいます。

このままでは、大きな溝がさらに広がっていくのではないかでしょうか。7年が過ぎた今も、1万2000人が裁判を続けているという原発事故の現実。私たちは、目をそらしてはいけないと思います。

## 東日本大震災 福島第1原発事故 ふるさと喪失いわき訴訟、原告控訴

毎日新聞 2018年4月5日 東京朝刊

東京電力福島第1原発事故で避難指示が出た地域の住民らが東電に約133億円の損害賠償を求めた集団訴訟で、原告の216人全員が4日、東電に約6億1000万円の賠償を命じた福島地裁いわき支部の1審判決（3月22日）を不服とし、仙台高裁に控訴した。東電も4日控訴した。

## 東日本大震災 福島第1原発事故 避難者訴訟 「被害救済の判断不当」 慰謝料低さ理由に控訴 ノ福島

毎日新聞 2018年4月5日 地方版

福島第1原発事故で避難指示が出た双葉郡と南相馬市の住民らが東京電力に「ふるさと喪失」などの損害賠償を求めた福島地裁いわき支部の集団訴訟は原告、被告双方が控訴し高裁で争われることになった。4日の控訴後、記者会見した原告らは「判決は、家族や地域の人間関係、町まで変えた大きな被害に見合わない。ここまで長かったが、控訴して闘いたい」と決意を述べた。

### 原発避難者訴訟で控訴 福島、原告と東電双方

日本経済新聞 2018/4/4 20:45

東京電力福島第1原子力発電所事故で避難区域となった福島県の8市町村から避難した住民ら216人が、東電に約133億円の損害賠償を求めた訴訟で、原告側は4日、東電に約6億1千万円の賠償を命じた福島地裁いわき支部判決を不服として、全員が仙台高裁に控訴した。東電も同日控訴した。

記者会見した原告側の米倉勉弁護士は「一審判決の賠償額は著しく不十分で、原告の実感とかけ離れた不当な判断だ。東電の責任認定も避けている」と批判した。

一審で原告側は避難に伴う慰謝料などとして事故発生から結審まで毎月50万円の支払いを求めていたが、訴訟の長期化で請求額が想定より膨らんだため、控訴審では月5万円に改めた。地域社会そのものが奪われた「ふるさと喪失」への慰謝料も1人当たり500万円に減額した。

東電は控訴の理由を「判決内容を精査し、総合的に判断した」と説明している。〔共同〕

東日本大震災 福島第1原発事故 原発避難訴訟 東電に6.1億円賠償命令 「ふるさと喪失」認定 地裁いわき支部

毎日新聞 2018年3月23日 東京朝刊

「ふるさと喪失慰謝料」を巡る司法判断

地裁

認定内容

前 橋	2017年3月	△ 金額は明示せず
千 葉	17年9月	○ 独立した慰謝料として明示
福 島	17年10月	✗ 東電が賠償済みと判断
東 京	18年2月	△ ほかの慰謝料と一括
福 島・ いわき支部	18年3月	△ ほかの慰謝料と一括

「ふるさと喪失慰謝料」を巡る司法判断

東京電力福島第1原発事故で避難指示が出た地域の住民ら216人が東電に約133億円の損害賠償を求めた集団訴訟の判決で、福島地裁いわき支部（島村典男裁判長）は22日、213人に計約6億1240万円の支払いを命じた。避難指示が解かれた地域を含め「ふるさと喪失」の慰謝料を認めたが、東電が支払い済みの金額から大きな上積みはなかった。【尾崎修二、宮崎稔樹】

東日本大震災 福島第1原発事故 避難訴訟 東電に賠償命令 双葉町の小川さん、損害の評価低く／福島

毎日新聞 2018年3月23日 地方版



レストランの建設予定地に立つ原告の小川貴永さん。周囲には災害公営住宅が建っている=いわき市勿来町酒井の「勿来酒井団地」で

「暮らし全て失ったのに」

22日の東京電力福島第1原発事故による避難者集団訴訟の判決で、福島地裁いわき支部は東電に「ふるさと喪失」の慰謝料など総額6億1240万円の支払いを命じた。しかし、国の賠償基準を大きく見直す内容にはならず、今も全域避難が続く双葉町からいわき市に避難する原告の小川貴永（たかひさ）さん（47）は、判決後に「地域での暮らしの全てを失ったのに損害の評価が低く、あきれた」と残念がった。【乾達】

## 〈原発事故避難者集団訴訟〉古里喪失の損害認定、東電に賠償命令 福島地裁いわき支部

河北新報 2018年03月23日金曜日

東京電力福島第1原発事故で古里が失われたなどとして、福島県双葉郡の住民ら216人が東電に慰謝料など計約133億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、福島地裁いわき支部は22日、213人に計約6億1000万円を支払うよう命じた。判決は争点の「古里喪失」の損害を認定。巨大津波の予見を巡っては、現実的な可能性はないとの東電の認識を「著しく合理性が欠けるとまでは認められない」と判断した。

全国で約30ある同種の集団訴訟で7件目の判決。古里喪失の損害認定は昨年9月の千葉地裁、今年2月の東京地裁に続いて3件目。国の賠償基準の中間指針を超えて認めた賠償額は少なく、原告側弁護団は同日、控訴する考えを示した。

島村典男裁判長は判決理由で「地域生活が崩壊した」などと指摘。ただ、古里喪失と避難による精神的苦痛を分けて認定するのは「極めて困難」として、慰謝料を合算して算定した。

中間指針を超える認定額は、帰還困難と居住制限、避難指示解除準備の各区域の原告が150万円、旧緊急時避難準備区域の原告が70万円。原発事故当時、福島県外にいた原告ら3人の請求は棄却した。

巨大津波に関しては、政府機関が2002年に公表した大地震の発生確率に関する「長期評価」などを基に「東電は遅くとも08年4月ごろには、津波襲来の可能性を認識していた」と指摘。ただ、東電の認識に加えて、事故回避の対策を取らなかった対応も「著しく合理性を欠くとまでは認められない」と結論付けた。

原告側は相手を国を除いて東電に絞り、1人当たり古里喪失の慰謝料2000万円と避難に伴う精神的苦痛に対する慰謝料月50万円を求めていた。判決後、代理人は「慰謝料額があまりにも低く、残念極まりない判決だ」と話した。

東電は「判決内容を精査し、対応を検討する」との談話を出した。

これまで6件の集団訴訟の判決はいずれも東電に賠償を命じた。古里喪失に対する賠償を求めたのは今回が4件目で、昨年10月の福島地裁判決は中間指針を超える損害を認めず、判断が分かれていた。



古里喪失の損害を認める一方、認定額が低かった  
裁判結果を伝える原告側代理人＝22日午後2時20分ごろ、福島地裁いわき支部前

## ＜原発事故避難者集団訴訟＞賠償額「実態に見合っていない」原告側弁護団が批判

河北新報 2018年03月23日金曜日

東京電力福島第1原発事故を巡る避難訴訟で22日にあった福島地裁いわき支部の判決について、原告側弁護団は「古里喪失」の被害を認めた点は評価しつつ、賠償額が低すぎるとして「被害実態に見合っていない」と批判した。

地裁支部が東電に支払いを命じた慰謝料は6億円余りで、請求額約133億円の5%にも満たなかつた。記者会見した弁護団の米倉勉弁護士は「被害を救済する司法の役割を果たしていない。到底納得できない」と語気を強めた。

弁護団は、東電の津波想定と対応に関し「慰謝料を増額すべき重い過失はない」と結論付けた判断に対しても疑問を呈した。

深井剛志弁護士は「東電が津波を見越すことができたかどうか明示せず、対策についても踏み込んで評価していない」と指摘。「東電の過失を認めた（同種訴訟の）先行判決から後退したとも受け取れる」と語った。

## 〈原発事故避難者集団訴訟〉「古里喪失」の慰謝料争点 あす判決

河北新報 2018年03月21日水曜日

東京電力福島第1原発事故で避難区域となり、古里が失われたとして、福島県双葉郡などの住民216人が東電に慰謝料など計約133億円を求めた訴訟は22日、福島地裁いわき支部で判決が言い渡される。国の賠償基準の中間指針を超えて「古里喪失」への賠償が認められるかどうかが最大の争点となる。国への賠償は求めていない。

全国で約30件ある原発事故を巡る集団訴訟で7件目の判決となる。古里喪失関連の慰謝料は、昨年9月の千葉地裁と今年2月の東京地裁が認めた一方、昨年10月の福島地裁は認めず、判断が分かれている。

原告は葛尾村を除く双葉郡7町村と南相馬市小高区の住民ら。1人当たり古里喪失の慰謝料2000万円と、避難に伴う精神的苦痛に対する慰謝料月50万円などを求めている。

地裁いわき支部は全国の集団訴訟で最多の68人の本人尋問と、帰還困難区域や避難先の仮設住宅の現状を確認する現地検証を計3回実施した。

原告側は「コミュニティーが崩壊し、回復の見込みはない」として「古里喪失」の被害立証に重点を置いた。本人尋問で「(避難指示が解除されても)子や孫は自宅に戻らない。帰っても『生きている』だけで故郷としての意味はないに等しい」と訴えた。

東電側は中間指針に基づき、帰還困難区域の住民には「精神的苦痛への賠償を既に支払っている」と強調。それ以外の避難区域は避難指示が解除された場合、「古里喪失」に当たらないと主張している。

古里喪失を巡り、千葉地裁は居住地域などを基に50万~1000万円の慰謝料を認めた。このうち双葉町など帰還困難区域は、中間指針で追加された慰謝料700万円を含め850万~1000万円の損害を認定。東京地裁は南相馬市小高区の旧避難区域の住民らに1人330万円を支払うよう東電に命じた。

一方、福島地裁は原告約3800人のうち、避難区域の住民40人が訴えた古里喪失について「中間指針を超える損害は認められない」と判断した。

今回の訴訟で、原告側は政府機関が2002年に公表した巨大地震の発生率を示す「長期評価」などから、東電は巨大津波を予見でき、安全対策を取れば原発事故を防げたと指摘。東電は責任を否定してきた。

これまで6件の集団訴訟の判決はいずれも東電の責任を認めた。うち5件は国の責任も問われ、昨年9月の千葉地裁を除く4件で認定された。

## 「国の責任」判断に注目 京都原発避難者訴訟、15日判決

京都新聞 2018年03月14日 06時30分

京都訴訟の争点	原告	津波の予見と対策	国の責任	原発避難者 京都訴訟の争点と 国賠を求めた判決
	被告	知見が不十分で予見できなかつた。対策を講じるまでの期間が短かった	対策を命じる権限はなかった	
福島判決 2017年10月	原発の敷地高を超える津波を02年に予見可能。建物の水密化などの対策で事故は防げた	<input checked="" type="radio"/> 02年に東電に対策を命じるべきだった	原告約3800人のうち、約2900人に計約5億円。福島県外の自主避難者はほぼ認めず	
千葉判決 2017年9月	当時の知見で06年に予見可能。しかし、対策を取っても事故が防げなかつた可能性がある	<input checked="" type="radio"/> 東電に対策を命じなかつたことが合理性を欠くとはいえない	原告45人のうち、42人に計約3億7600万円。「ふるさと喪失慰謝料」を認める。県外の自主避難4人についても認める。	
前橋判決 2017年3月	当時の知見で02年に予見可能で、東電は試算もしていた。配電の高所化などで事故は防げた	<input checked="" type="radio"/> 遅くとも08年3月に東電に対策を命じるべきだった	原告137人のうち、避難指示区域内外の62人に計3855万円	

### 原発避難者京都訴訟の焦点と国賠を求めた判決

東京電力福島第1原発事故の影響で福島県などから京都府内に避難した57世帯174人が東電と国に約8億4660万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が15日午前10時から、京都地裁（浅見宣義裁判長）で言い渡される。国と東電を相手とした全国の集団訴訟の判決は、昨年の前橋、千葉、福島3地裁に続いて4件目で、関西では初めて。3地裁の判決で判断が分かれた国の責任を認めるかどうかに注目が集まる。

京都訴訟の原告は、3地裁の訴訟と異なり、大半が避難指示区域外の自主避難者で、うち29人は福島県南部や県外の賠償対象区域外からの避難者。原告たちの「避難する」権利を、司法がどう判断するのかも焦点になる。

原告たちは低線量被ばくの危険性と自主避難の権利を強く訴えてきた。国が避難指示の基準とした年間被ばく線量限度の20ミリシーベルトに対し、国際放射線防護委員会（ICRP）などが年間被ばく線量限度の限度を1ミリシーベルトと設定している点を挙げ、「避難には社会的相当性がある」と主張した。

国と東電の責任については、原告側は、2002年7月に国が公表した地震の「長期評価」を基に、東電が08年3月に原発敷地高を超える津波を試算していた点を指摘し、両者が02年の時点で敷地高を超える津波を予見できたと主張。その上で、東電は防潮堤の設置や電源の高所化などの事故対策を講じず、国は規制権限に基づいて東電にとらせるべき対策を怠ったとしている。

一方、被告側は「長期評価」は科学的知見が不十分で津波を予見できなかつたと反論。予見可能だつたとしても、想定を超える大規模な津波で事故を回避できなかつた▽対策を講じるまでの期間が短かっただ▽国には規制権限はなかつた一などと主張。また、低線量被ばくの危険性は「科学的根拠が欠く」などと否定している。

## 「3.11」被災者の PTSD が 7 年目に増えた理由

週刊ダイヤモンド ダイヤモンド・オンライン編集部 2018.3.12

2011 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災から 8 年目となる今年、原発事故の処理と被災地の復興が徐々に進むそばで、被災者が受けるストレスの状態は地域によって異なる。住宅無償提供や賠償金の打ち切り、いじめに苦しむ福島と、徐々に回復しているそれ以外の地域だ。震災後の P T S D を研究する、早稲田大学人間科学学術院の辻内琢也教授に話を聞いた。(ダイヤモンド・オンライン編集部 松野友美)



### 賠償の打ち切りまで残すところあと 1 年

2011 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災から 7 年経った今年 3 月、いまだ 7 つの市町村にまたがった地域で、立ち入りや宿泊制限が続いている。震災による避難者数は、約 7 万 3000 人にのぼり、避難先は全国 1054 の市区町村に広がっている(復興庁 2 月 27 日発表)。

こうした状況下で、ここから 1 年は住居や賠償金に関する一つの転機になる。というのも被災者の生活の要となる住居と賠償金の交付期限が近づいているからだ。

福島県による仮設住居の供給は、当初、3 月で打ち切りの予定だった、しかし、対象となる九つの市町村・区域で、一律 1 年間の延長が決まり、期限は来年 3 月末までに延長された。一方で、避難指示区域外から自主避難した人への県による住宅無償提供は、昨年 3 月末で打ち切られている。

東京電力による賠償金は、主に「家賃」「農林業」「精神的(慰謝料)」があるが、これらも徐々に期限を迎える。「家賃」については、避難指示に従って仮設住宅ではなく賃貸住宅に入居した人たちへの賠償が、3 月で一旦終了する。ただ、県の仮設住宅供給の延長と格差を生じさせないように、賃貸住宅入居者に対しては今年 4 月以降に新制度(東京電力から福島県への 50 億円の寄付)が設けられて、家賃の補償は 1 年間延長されることが決まった。

家賃補償以外の東電による賠償は、対象区域とその期間により異なる。「精神的賠償(慰謝料)」とする計 750 万円(月額 10 万円)の支払いは、対象となった大熊町と双葉町の全域と、帰還困難区域で 17 年 5 月までに完了している。それ以外の避難区域に対する精神的賠償計 850 万円(月額 10 万円)は、全て 3 月で完了することになっている。

帰還困難区域の約 2 万 5000 人は、精神的賠償として、これら以外に追加で「故郷喪失の慰謝料」700 万円が支払われた。しかし、この対象に漏れた人たちの中で「ふるさと喪失慰謝料」を求めて、前橋、千葉、福島、東京の各地方裁判所で集団訴訟が提起され、3 月には東京と京都の両地裁で判決が下る。

このように、被災者をめぐる環境が複雑化する中で、被災者は一括りにはできなくなっている。そこで、震災後の心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder、P T S D)を研究する早稲田大学人間科学学術院の辻内琢也教授に話を聞いた。

## 時間では癒えない福島のPTSD



辻内琢也教授

——辻内教授は昨年、福島第一原発事故をきっかけとした福島県から避難した人（全体）の47.0%（回答数1083件）がPTSDの可能性があるという研究を発表されました。それも16年調査の37.7%（回答数1021件）から大きく上昇したという結果でした。時間が経つに連れて数字が上がっているのはどういうことなのでしょうか。

PTSDは、強烈なショック体験や、強いストレスが心のダメージとなり、時間が経っても強い恐怖を感じてしまうという症状で、一般的に自然災害の場合は、PTSDになる可能性が徐々に下がると言われています。しかし、福島から避難している人を調査すると、全く同じ対象の追跡調査ではないので単純比較はできませんが、12年に67%であったのが、13年60%、14年58%、15年41%、16年38%と、少しづつでも下がりつつあったのですが、昨年は前年を上回っていました。

これは、生活を補償する制度が変わることを意識したんだと思います。避難指示が解除されると、1年後に賠償金が打ち切りになったり、自主避難者は住宅支援の打ち切られることが分かっていました。今後の生活への不安が理由だと思います。

また福島では、地震や津波の自然災害ではなく、人為災害としての特徴が出ているのではないかと考えています。

——人為災害とはどういうことですか。

人為災害とは、人が引き起こした事故や、環境汚染が問題となって起きる災害のことです。2005年に尼崎市で起きたJR福知山線の脱線事故や、1994年のエストニア号海難事件などが人為災害として研究されており、その被害者の中にはPTSDを発症した人が多くいます。

史上最悪の海上油田事故と言われている88年の北海油田事故では、被害に遭った人の73%がPTSDを発症しています。なぜ高いかと言うと、事故調査によって安全システムの欠落が見つかったのにもかかわらず、企業の法的責任が問われなかったからなんです。

94年のエストニア号事故では、乗船していた人の86%以上が亡くなりました。この事故に関する調査を3ヵ月、1年、3年、14年後と見ていくと、PTSDの可能性を示す数値が、1年後には3ヵ月後と比べると少し下がりましたが、その後は3年後も14年後もずっと高いままの数値が続いています。その理由は、国を巻き込んでの事故原因に関する論争が終結していないからだと指摘されています。設計ミスか、メンテナンスミスかなど、責任を押し付け合っているんです。

こうした人為災害によるPTSDは、長期化しやすいという特徴があります。なぜなら、被害者救済が行われず、不透明な状況が続くからです。

「3.11」も、先行研究と同じく、原発事故の責任が明確にされないまま被災者救済が不十分になっていることが、PTSDのストレス症状を長引かせているのではないかと考察しています。

## 政策に翻弄される住民たち 地域によりストレス源にも違い

——福島の避難者のP T S Dの数値はどのように変化してきましたか。

15年のデータでは、避難区域毎にストレス度を比較してみると、15年のデータでは、帰還困難区域の人と、いわゆる自主避難の人の数値が高かったんです 16年は避難指示解除準備区域だけが上がり、17年はすべての区域が上昇し、区域による差がなくなりました。17年は避難指示が軒並み解除され、避難指示が解除された人は帰還を迫られ、解除されなかった人は移住を迫られたわけなので、軒並み上がったのではないかと考えています。

こうした数字は、政策決定によって、避難者の生活と人生そのものが“蹂躪”されているということを感じさせます。

——東日本大震災は、福島以外にも被災者を出しておらず、その中でP T S Dを発症する人がいます。福島の避難者と、その他の地域の方ではP T S Dに違いはありますか。

P T S Dのもととなるストレスの関連要因を示す私達のデータがあります。共通する要因として、体調や、住宅問題、経済問題、ソーシャルサポート（相談者の有無）、といった身体・心理・社会・経済的要因が関係します。

震災被災者のデータを統計分析すると、ストレス要因のひとつとして「避難先での嫌な経験」があることが見えてきます。地域の人との関わりの中で、自分自身が避難者であることによって、いやな経験をしたことがありますか」という質問をしたところ、「よくある・少しある」人の割合を合計すると、福島で45%、宮城・岩手は22%と、明らかに違ったです。

さらに、「避難してきていることを避難先の周囲の人に話すことに抵抗があるか」と聞いたところ、福島では「抵抗がある」は47%。同じ時期の調査で宮城・岩手では16%足らずでした。

こうしたデータを見ると、原発事故の避難者は、地震や津波の避難者と違う境遇だということがよく分かります。

## 子どもだけではなく大人まで 賠償金への妬みでいじめ

——避難先で、子どもが深刻ないじめに遭った実態もありました。

「原発避難」がいじめの原因にもなっています。子どものいじめは、非常にショッキングなこととして報じられてきましたが、実は大人のいじめもあります。

いじめに遭った子どもは、調査した782人中、55人（7%）でした。一方で、大人は782人中359人（46%）だったんです。そして、大人のいじめの理由の8割が「賠償金」に関するものでした。子どものいじめの理由はいろいろで、“歯がうつる”とか“汚い”とかそういう感覚的なものが大半でした。

——賠償金への“妬み”がいじめの原因になっているですか。

はい。被災者と話している印象では、賠償金が払われ始めた13～14年頃から被災者への見方が変わってきた。

それまでは「かわいそうな人たち」という目で、差別があったとしても「放射能を浴びているから避けたい人たち」という見方でした。それが、「うらやましい人たち」に変わっていったんです。この転換は、水俣病のような公害事件に似ています。

「賠償金をもらって得している」という妬みは、福島県外の人から向けられるだけでなく、同じ県内の人の中でも分断が起こっています。

しかし、同じ福島から避難してきたといつても、実態は賠償金をもらっていなかったり、額が少なかつたりする人もたくさんいます。

事故後半年で解除された緊急時避難準備区域に暮らしていた川内村や広野町の人などは、1年半で賠償金が打ち切られ、その後は自主避難者状態です。南相馬市も三つに分かれています、避難区域に最初から入っていなかった地域、入った地域、解除された地域があります。

とても悲しいことですが、隣町だけど区が違うところに避難して、いじめられた人もいます。

### 福島とそれ以外では被災の「質」が違う

——原発避難と震災被害で避難している人とでは、問題が本質的に違いますね。

そうなんですね。原発や福島に対する無理解と偏見、差別があり、その根底には「構造的暴力」があります。震災の被災と原発の被災では問題の「質」が違うんです。

また、「ふるさとの喪失」も福島の特徴です。

福島と宮城・岩手の人を同じように“被災者”と括っても、ふるさとの奪われ方が違います。地震・津波の被災者は、高台移転があって地元を復興しようとしています。

しかし、福島の帰還困難区域の人はふるさとを汚されたわけです。指示が解除されて、帰還してもよくなかった人は、「本当に帰還していいの？ 安全なの？」と考えるし、帰還するにしても住宅やインフラが不十分です。

私の知人は、地元を見に行ってショックを受けて帰ってきました。「もう前の町ではなくなっている」と言っています。住人がごそっと変わっていて、原発事故の作業員の宿舎がたくさんあり、街のあちこちに力が強そうな作業員が歩いています。もう、静かに子育てできるような“住宅地”という環境ではなくて、地元が工事現場になってしまっていると言うんです。

——国の責任についてはどのようにお考えですか。

元に戻せないからこそ、きちんとした救済をして、国と東電は被災者にきちんと謝罪をすべきなんです。

例えば80年代の薬害エイズ事件は、国の管理不行き届きとして厚生労働大臣が謝罪し、被害者全員への補償を行っています。今回はものすごい人数が対象になるので、同じように補償することは難しいかも知れないけれど、国の歴史的な政策が誤りだったと発信しなければいけないと思います。

毎年行っている避難者の調査では、自由記述欄に必ず「国の無責任さに怒っているし、諦めている」という声が書かれています。謝罪や方針転換が行われない限り、福島の人のPTSDの可能性を示す数値は下がらないと思います。

### 20年続くかもしれない賠償訴訟 8年目の今だからできること

——責任の明確化も、賠償金の問題も、解決への道は長くなりそうです。

20~30年は続くと思います。今、全国で原発被害者の集団訴訟が行われています。しかし、地裁によ

って国の責任を認めたところと、認めなかつたところが分かれています。国が控訴し、最高裁判所までいけば20年くらいはかかるでしょう。

判決が出る頃には、原爆訴訟のように訴訟当事者がいなくなっていることもあります。また、恐らく10年後くらいには、原発事故による健康被害が訴訟のテーマになってきます。放射能汚染と避難生活のストレス、新たな健康被害が賠償に加わる可能性もあり、問題はより複雑化していくでしょう。

——「3.11」から8年目に入る今、福島の人たちのためできることはなんでしょうか。

一番は、被害がなぜ起きたということ、そして彼らがどういう状況なのか、賠償金をもらっている人はなぜもらっているのかということを知らなければいけません。人生をひっくり返されたり、故郷を失ったり、故郷が変貌した償いとして賠償金が支払われていて、決して贅沢しているわけではないということを知らなければならないのです。

また、賠償金をもらっている人同士の仲も、複雑になっていることを理解するべきです。みんな大規模事故の被害者だという理解をすることが、絶対に必要だと思います。

そして、避難計画がきちんと策定されていない状況で、原発の再稼働が認められてしまっている現実に、もっと目を向けてほしい。原発事故の発生直後は避難シミュレーションをかなり真剣にやっていましたが、結局、おざなりになったまま再稼働しています。

これは、社会的にものすごく大きなリスクを抱えたまま、目の前の電力を得るために目をつぶってしまっているということです。せめて同様の事故が起きた時にどんな避難をするのか、地域が一つになり、近隣の県などとも協力して対策を講ずるべきなのです。リスク対策は、研究者や行政だけでなく、社会のリーダーシップを取っている企業の人たちにも取り組んでほしいです。それが、日本の将来を潰さないための責任だと思います。

#### 辻内琢也（つじうち・たくや）

早稲田大学災害復興医療人類学研究所所長。1967年生まれ。1992年浜松医科大学医学部卒業。1995年阪神淡路大震災にて被災地医療に従事。1999年東京大学大学院医学系研究科・ストレス防御心身医学終了。博士（医学）。2003年早稲田大学人間科学部助教授。2004年千葉大学大学院社会文化科学研究科（文化人類学）単位取得退学。2011年東日本大震災後は原発事故被災者に対する心身医学・人類学的調査を行うと共に、震災支援ネットワーク埼玉（S S N）運営委員として支援活動に従事。2013年ハーバード大学難民トラウマ研究所（H P R T）リサーチフェロー。2014年より現職。2016年早稲田大学人間科学学術院教授。

東日本大震災 福島第1原発事故 群馬・原発避難者訴訟 原告側「責任逃れだ」 東京高裁初弁論／群馬

毎日新聞 2018年3月9日 地方版



閉廷後に開かれた原告団の報告集会で、「国や東電の主張からは『事故をどうして防げなかったのか』という反省が感じ取れない」と批判する鈴木弁護団長

国や東京電力は誠実に原発事故に向き合ってーー。各地で起こされている原発避難者訴訟の中で最初の控訴審となる「群馬訴訟」の第1回口頭弁論が8日、東京高裁で開かれた。国や東電の「福島第1原発事故を未然に防ぐのは不可能」との主張に対し、原告側は「責任逃れだ」と強い言葉で非難した。福島から群馬に避難した原告も意見陳述し、国と東電の姿勢を批判した。次回は6月19日の予定。【杉直樹】

## 東電に11億円賠償命令、過去最高額 「ふるさと喪失」 損害を認定

SankeiBiz 2018.2.8 07:19

東京電力福島第1原発事故で避難指示区域となった福島県南相馬市小高区（旧小高町）の住民ら32人が、避難生活を余儀なくされたとして、東電に慰謝料など総額約110億円の損害賠償を求めた訴訟の判決が7日、東京地裁であった。水野有子裁判長は「長期間、生活基盤から隔絶され過去に類を見ない甚大な被害が生じた」として、東電に計約11億円の支払いを命じた。原告側は控訴を検討する。

全国約30の同種集団訴訟で4例目の判決。これまで前橋、千葉、福島の3地裁が国や東電に賠償を命じているが、今回の賠償額は過去最高となった。

東電は国の中間指針に基づき、避難に対する慰謝料として小高区の住民らに1人当たり850万円を支払うと公表している。住民側はこれを不十分だとして、小高区で以前のように生活できなくなった「ふるさと喪失」への慰謝料1千万円を含む、1人当たり原則約3千万円の上乗せを求めていた。

判決は、事故による長期の避難指示や安定的だった生活基盤の大きな変化は、憲法で定める居住の自由と人格権の侵害に当たると指摘し、ふるさと喪失による損害を認定。交通事故の入院慰謝料の基準と比較し、1人当たり300万円の増額が相当と算定した。原告のうち3人は事故時に生活基盤が小高区になかったとして、請求を棄却した。

東京・霞が関の司法記者クラブで記者会見した原告側代理人の弘中惇一郎弁護士は、認容額を「被害実態に見合わない」と批判する一方、東電に対する同様の損害賠償訴訟に影響をもたらす可能性があるとの考えを示した。

原告の江井（えねい）績（いさお）さん（76）は「血の通った判断をしてくれたか疑問だ」と語った。

## 原発避難訴訟、東電に賠償命令「故郷で生きる利益侵害」

朝日新聞 2018年2月7日20時51分

福島第一原発事故による避難で故郷での生活を奪われ精神的な損害を受けたなどとして、福島県南相馬市的小高（おだか）区などに住んでいた321人が東京電力に1人約3300万円、総額約110億円の損害賠償を求めた訴訟の判決が7日、東京地裁であった。水野有子裁判長は「生活基盤がある場所で安定的に生活する権利を侵害された」と認め、事故時に海外などにいた3人を除く318人に計約11億円を支払うよう命じた。

原発事故を巡る全国約30の集団訴訟のうち地裁判決は4件目。1人当たり一律330万円の賠償を命じており、総額は最高となる。これまで判決が出た訴訟は東電や国の過失責任も問うたが、この訴訟は東電の賠償額のみを争った。

裁判では、原告側は避難生活に伴う損害と生活基盤があった「小高に生きる利益」の喪失を分けて主張。東電側は、原発事故の賠償基準である国の「中間指針」に基づいて、1人当たり850万円は賠償し、それ以上の支払いは拒否。原告が指摘した「永遠の小高の消失」という事態は生じていない、と反論した。

判決は、原告らが生活基盤で人間関係を築きながら生きる権利を、憲法13条に基づく人格的利益で「小高に生きる利益」と認め、「帰還が可能でも生活基盤が顕著に変われば、人格に対する深刻な侵害だ」と指摘。その上で、賠償額算定に交通事故の賠償基準を参考にしつつ「本件では（事故より）侵害の程度はより高い」として、支払い済みの850万円に一律330万円を上乗せする賠償を命じた。中間指針に基づく慰謝料は合理的だとする東電の主張は、「（中間指針は）裁判所を拘束しない」と述べて退けた。

判決後、原告側の弘中惇一郎弁護団長は「小高に生きる利益という、いわば『ふるさと喪失慰謝料』を認めた意義はあるが、賠償額は被害実態に合わない」と批判。控訴も検討するとした。

判決を受け、東電は「内容を精査して対応を検討する」とコメントした。（後藤遼太）



判決後に会見する弁護団の弘中惇一郎弁護士（右）と原告の管崎トミ子さん（左）ら＝東京・霞が関の司法記者クラブ

## 東電に11億円の賠償命令 東京地裁

毎日新聞 2018年2月7日 15時11分(最終更新 2月7日 23時33分)



東京電力福島第1原発。右手前から1、2、3、4号機=福島県で2017年9月、本社ヘリから

東京電力福島第1原発事故に伴い、長期の避難生活を強いられたとして、福島県南相馬市小高区（おだかく）の元住民ら321人が東電を相手に「ふるさと喪失慰謝料」など総額約110億円の賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は7日、請求の一部を認め、東電に総額約11億円の支払いを命じた。水野有子裁判長は「原告は、憲法が保障する居住・移転の自由や人格権を侵害された」と述べた。

原告側は2014年12月に提訴。1人当たり1000万円のふるさと喪失慰謝料の支払いと、月10万円の「避難生活の慰謝料」を月28万円に増額するよう求めた。

判決は、原発事故に伴う避難生活について「過去に類を見ない極めて甚大な被害」などと指摘。原告318人について1人当たり330万円の賠償を認定し、残る3人は事故後に生まれたなどとして請求を棄却した。

原告が主張する二つの慰謝料は「区別が困難」とした。その上で、双方を「包括生活基盤に関する利益の侵害」に対する慰謝料に一括し、「ふるさとを喪失した」との原告の主張に一定の理解を示して賠償対象に含めた。

また原告側は「避難生活の慰謝料」の賠償期間を、東電が決めた「18年3月まで」から、避難指示解除から3年後の「19年7月まで」に延長するよう求めたが、判決は「二つの慰謝料を分けない以上、原告の主張は採用できない」と退けた。

東電広報室は「判決内容を精査し、対応を検討する」とコメントした。【近松仁太郎】

### 南相馬元住民「判決に疑問」

総額約11億円の賠償を命じた東京地裁判決を受け、原告らは7日夕、東京・霞が関の司法記者クラブで会見し「小高の実態を把握した上で、血の通った判断をしてくれたのか疑問だ」と納得のいかない表情をみせた。

判決は、東電に対し1人当たり330万円を支払うよう命じ、同種訴訟の中では高額な賠償を認めた。しかし、訴訟の過程で原告側が裁判官に求めた現地視察は実現せず、認定額は請求額の約10分の1にとどまった。

原告団長の江井績（えねい・いさお）さん（76）は会見で「（現在の小高区は）半数以上が65歳以上の超高齢地域。若者は避難先から戻らず、地元に帰ってきた住民は（事故前の約2割に当たる）24

「00人にとどまる」と語った。その上で「歴史、伝統、文化を奪われ、後継ぎとなる若者もいない。働き先となる企業もない。小高が二度と元に戻らない被害をもっと（社会に）知りたい」と訴えた。

また原告側代理人の弘中惇一郎弁護士は「一部勝訴だが、言い換えれば、大部分敗訴。判決は『生活基盤の崩壊』などと言及したが、慰謝料は極めて控えめに評価した。今後検討するが、控訴する可能性が高い」と述べた。【近松仁太郎】

#### 【ことば】ふるさと喪失慰謝料

原発事故に伴う長期の避難生活で、故郷の人間関係や豊かな自然、風習などを永遠に失ったとして避難者らが求める賠償金。東京電力は2013年12月に国が示した方針に基づき、原発がある福島県大熊町や双葉町など帰還困難区域からの避難者には「故郷喪失に対する慰謝料」として1人700万円支払うとしたが、今回の原告は対象外。同種の避難者訴訟では、千葉地裁が17年に独立した慰謝料として初めて認定した。

## 【千葉】<2017回顧 取材メモから>原発避難者訴訟の地裁判決 国の法的責任認めず怒り

東京新聞 2017年12月29日

東京電力福島第一原発事故で、福島県から千葉県などに避難を余儀なくされた十八世帯四十五人が、国と東電に計約二十八億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、千葉地裁（阪本勝裁判長）は九月二十二日、国への賠償請求を退け、東電だけに一部賠償を命じた。

同様の訴訟は三月の前橋地裁判決を皮切りに、千葉地裁、福島地裁で判決があった。前橋、福島両地裁判決は国と東電の責任を認めたが、千葉地裁判決だけが国の法的責任を認めず、司法判断が分かれた。

四年間に及ぶ千葉訴訟を闘ってきました原告団代表の遠藤行雄さん（84）は「国策によりつくられた原発で事故が起きたのに、国が責任を問われるのはおかしい」と、失望をあらわにする。

千葉地裁判決は「国は大津波を予測できたが、対策を講じても事故を回避できなかつた可能性がある」と判断し、国の法的責任を否定した。一方で、同種の訴訟では初めて、故郷の自然豊かな生活や人間関係を丸ごと奪われた「ふるさと喪失」に対する慰謝料を事実上認め、東電に対し、従来の賠償基準を上回る計約三億七千五百万円の賠償を命じた。

判決後、原告側が県弁護士会館で開いた集会では、「国が責任を認めなかつたことに『忖度（そんたく）判決だ』などと怒りの声が上がった。原告弁護団長の福武公子弁護士は「ふるさと喪失慰謝料の考えを認めたのは良かったが、金額には不満だ」と述べた。

原発事故の避難者による損害賠償請求訴訟は、全国で約三十件が係争中。全国で最初の判決となった前橋地裁は三月十七日、「国は規制権限に基づき、東電に津波対策を取らせるべきだった。対策させなかつたのは違法だ」として、国と東電の責任を認めた。十月十日の福島地裁判決も国と東電の責任を認めた。

来年三月には東京地裁、福島地裁いわき支部、京都地裁で、判決が予定されている。千葉訴訟の原告の弁護団事務局長の滝沢信弁護士は「控訴審で国の責任を認めてもらい、前橋地裁と福島地裁の判決に沿う流れに戻したい」と話す。

千葉訴訟の十三世帯三十二人は、千葉地裁判決を不服として東京高裁に控訴。東電も控訴した。控訴審の審理は来年には始まると思われる。原告団代表の遠藤さんは年々、足腰の衰えを感じているが、闘



国の責任を否定した千葉地裁判決後、垂れ幕を掲げる原告側弁護士ら = 9月22日、地裁前で

い続ける覚悟だ。「慰謝料を一部もらって良かったとは、ならない。一瞬にして老後の安住の地を失ったことへの責任を、問いたい」と話している。（中山岳）

### <原発事故>東電賠償迫る期限 家賃・慰謝料来年3月終了、問われる被災者支援

河北新報 2017年12月19日火曜日

東京電力福島第1原発事故の被災者らに対する東電の賠償が、来春までに相次いで一定の区切りを迎える。避難世帯の家賃は自民党が来春以降の支援継続を東電に要請。農林業は一部生産者を対象に支払い方式の変更を協議中だ。避難に伴う精神的賠償も2018年3月で終わり、ケアの在り方が問われそうだ。

期限を迎える東電の主な賠償は表の通り。避難指示に伴って賃貸住宅に避難した世帯への家賃賠償は18年3月で終了予定。楢葉町を除き無償の利用期間が19年3月まで延長された仮設住宅の入居世帯とそれが生じる事態となっている。

### <福島県に寄付案も>

地元の要請を受けた自民党は今月15日、東電に「知恵を出してほしい」と負担継続を要請。東電は「重く受け止める」（小早川智明社長）と前向きに対応する考えを示した。

17年度の家賃賠償は約40億円。東電は賠償をやめる代わりに同額を福島県に寄付し、県が家賃支援に充てる案が出ている。

風評被害が続く農林業では、避難区域外の生産者に対する年明け以降の賠償方式が議論されている。

東電は風評被害に伴う減収分を1カ月ごとに穴埋めする形で賠償してきたが、18年1月からは3カ月単位に変更する案を提示。原発事故前より収益が悪化した月があっても、市況によって翌月が大幅アップすれば賠償を請求できないケースが出るとみられる。

県内の農協グループによる協議会は近く、対応を決める見通しだ。

避難指示が出た区域内の生産者については、原発事故で失われた年間利益について、19年末までの分を一括して支払うことでの既に合意している。

### <期間延長議論なし>

一方、精神的賠償は被災者の暮らしを支える側面を担ってきた。今も避難が続く大熊、双葉両町と帰還困難区域に対しては、一括賠償が17年5月分までで終了。6月以降の追加分として古里喪失の慰謝料が支払われている。

18年3月で終了するのは、17年春までに避難指示が解除された南相馬市小高区など他の避難区域。賠償額は1人当たり計850万円で終わることになる。

賠償期間延長の議論はなく、自立した暮らしの再建がより重要になる。

県避難者支援課の深谷一夫課長は「避難長期化で被災者が抱える課題は複雑化している。全国26カ

所の生活再建支援拠点などと連携した戸別訪問や情報提供を通じ、被災者支援に当たりたい」と説明する。

東電によると、同社はこれまで被災者個人に3兆円余、農林業者を含む法人・個人事業者に4兆円余を賠償している。

	対象区域	内 容	現行の期限
家賃	避難区域	実費	2018年3月
農林業	避難区域	営農損害や風評被害による減収分を一括して賠償する	19年12月
	上記以外	風評被害による減収分を1カ月ごとに算定し賠償する	17年12月
精神的 (慰謝料)	大熊町・双葉町の全域 および帰還困難区域	計750万円（月額10万円）	17年5月
		700万円(古里喪失の慰謝料)	
	上記を除く避難区域	計850万円（月額10万円）	18年3月

〔注〕 内容のうち金額は1人当たり。精神的賠償のうち帰還困難区域などの古里喪失慰謝料700万円は期限後の17年6月以降分に相当する上乗せ分として支払われている

東京電力の主な賠償

## 原発事故、国と東電に賠償命令 原状回復は却下 福島

朝日新聞 2017年10月10日14時24分



国と東京電力に賠償を命じる判決内容の速報を聞き、喜ぶ原告ら=10日午後2時7分、福島地裁、林敏行撮影

東京電力福島第一原発事故でふるさとの生活が奪われたとして、福島県の住民ら約3800人が国と東電に生活環境の回復や慰謝料など総額約160億円の賠償を求めた訴訟の判決で、福島地裁（金沢秀樹裁判長）は10日、国の責任を認め、うち約2900人に総額約5億円を支払うよう国と東電に命じた。生活環境の回復を求める訴えは却下した。

原発事故を巡る同様の集団訴訟は全国で約30あり、福島地裁での判決は前橋、千葉の両地裁に続き3例目。

福島訴訟では、国の避難指示が出た区域の原告は約1割。大半は福島県内の避難指示が出なかった地域の住民で、宮城や茨城、栃木の住民もいる。

原告は「原発事故前の暮らしを取り戻したい」として、居住地の空間放射線量を事故前の水準とする毎時0・04マイクロシーベルト以下に引き下げる「原状回復」を要求。実現するまで、毎月5万円の慰謝料を求めた。

また、原告の一部は原発事故で仕事や人間関係を失ったとして、1人2千万円の「ふるさと喪失」慰謝料も求めた。

これに対し、国や東電は放射線量を引き下げる具体的な方法が不明確で、金銭的にも不可能などと反論。賠償も国の基準の中間指針に基づいて支払った金額で十分だとしていた。

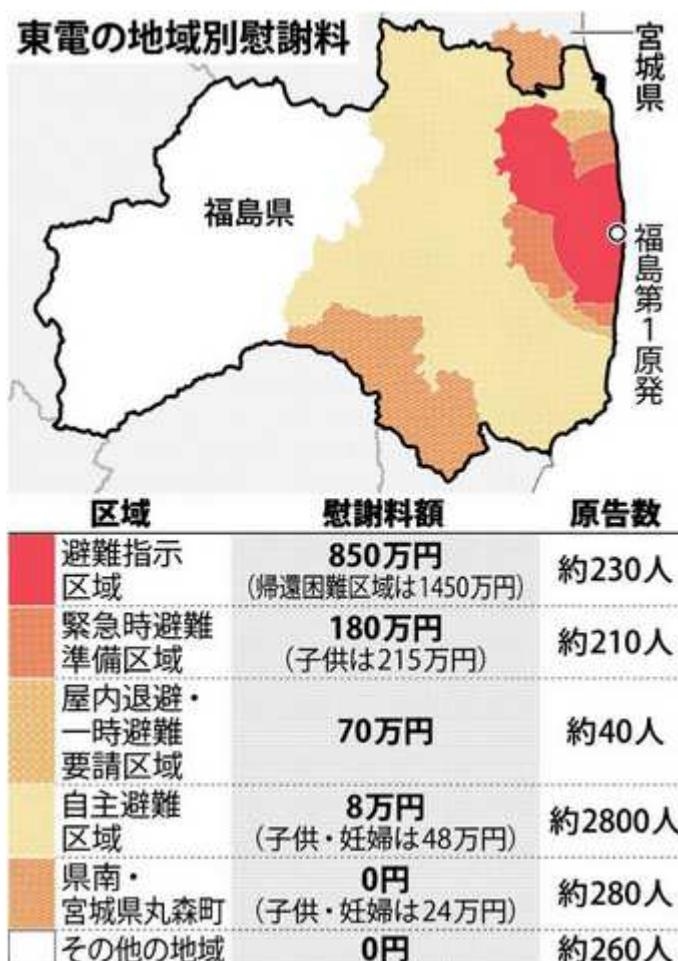
原発事故に対する国と東電の責任については、原告は地震調査研究推進本部が公表した「長期評価」などを根拠に、国側は原発の敷地高さを超える津波を予測できたと主張。国側は長期評価には様々な反論があったとして、「科学的根拠に乏しい」と反論した。

今年3月に最初に判決が言い渡された前橋地裁は、国と東電についてともに津波を見越せたと指摘。対策を怠ったと認め、計3855万円の支払いを命じた。

一方、9月の千葉地裁は国の賠償方針を上回る支払いを命じたが、国の責任は否定。東電についても重大な過失があったとは認めなかった。

### 原発被害者訴訟 賠償制度の妥当性焦点 10日に福島判決

毎日新聞 2017年10月7日 08時30分(最終更新 10月7日 08時30分)



東電の地域別慰謝料

東京電力福島第1原発事故当時、福島県や隣県に住んでいた約3800人が国と東電に損害賠償などを求めた訴訟の判決が10日、福島地裁(金沢秀樹裁判長)で言い渡される。約1万2000人の避難者らが全国で計約30件起こした集団訴訟の中で原告数は最多。国や東電が決めた線引きによって受け

取る賠償額に差が出て、地域や被災者間であつれきも生じる中、現行の賠償制度について福島地裁がどう判断するのか注目される。【宮崎稔樹、土江洋範】

判決は3月の前橋地裁（原告数137人）、9月の千葉地裁（同45人）に続き3例目。

## 「生業を返せ！」最大の原発訴訟、原告たちの訴え（前編）

女性自身 投稿日: 2017年10月05日 16:00 JST



「放射能汚染について、いまも心配はあります。でも、魚屋が魚を売らないと生活できない。だから、店で地元の魚を売るときは、不安を心に封じ込める習性が身についた。自分が魚を食べるときも同じ。心配していたら、辛くてここで生きていけない。けど、そんな自分のことを、ズルいと責めることもあるんです」

そう、心情を吐露するのは、「『生業（なりわい）を返せ、地域を返せ！』福島原発訴訟」（以下、生業訴訟・※）の原告団長の中島孝さん（61）だ。

生業訴訟とは、福島第一原発事故の被害者が、国と東電を相手どって起こしている全国最大の集団訴訟。原告数は、福島県と近隣県への避難者を合わせて、3,824人（結審時）にのぼる。10月10日に福島地裁で判決がでる。

原告団長の中島さんは、原発から北へ約44kmに位置する相馬市で家族や親戚とともに、地元に密着した『ナカジマストア』を営む。

「1984年に両親が創業しました。両親は、相馬港から水揚げされた魚をトラックいっぱいに積んで、30年間、福島市まで行商していたんですけど、行商は天候に左右されるからと、店を構えたんです」

原発事故直後は、流通がすべてストップし、大手スーパーは店を閉めざるを得なかった。しかし、地

域と歩んできたナカジマストアだけは、備蓄した米や公設市場から冷凍の魚などを仕入れてきて、格安で販売。地域の人々の命を守った。

「近くにある相馬の原釜漁港から水揚げされる魚は、味がいい。“常磐もの”と呼ばれて、築地の漁業関係者からも高く評価されていたんです」

しかし、原発事故によって、漁港は操業停止に。ナカジマストアも、他港から魚を仕入れるしかなく、コストがかさむ分、経営は苦しくなった。

事故から1年と少し過ぎたころから、試験操業で水揚げされた放射能測定済みの地元のタコなどは店頭に並べられるようになったが、客の反応は、芳しくなかった。

「小さな子どもの連れの夫婦から、『測っているのは、ヨウ素とセシウムだけ。ストロンチウムや他の核種は測っていない。だから心配で子どもには食べさせられない』と言われたんです」

中島さんは後日、なぜストロンチウムを測らないのか、と県の職員に問い合わせた。

すると、「ストロンチウムを測るには、高額な測定器が必要で、測定に時間がかかる」という返答が。

「つまり、測らないのは安全だからじゃない。経済的に見合わないから。もし、将来的に健康被害が出ても、あきらめろということなんです」

これでは、客が不安を抱いても仕方ない。

「東電に営業損害の賠償請求をしましたが、事故から1年以上経っても、一向に支払われませんでした。漁業組合の関係者たちは、『もう首をつるしかねえな』というところまで追い込まれていったんです」

中島さんたちは13年3月、仲間とともに訴訟に踏み切る。これまでに中島さんが東電から受け取ったのは、わずか12万円の精神的慰謝料のみだった。

これまでの裁判のなかでは、国や東電の無責任ぶりを問うてきた。

「国や東電は、大きな津波が来ることを予見していたにもかかわらず、安全対策をとらなかった。『安全対策工事をするには、1年で1兆円の利益を産む原発を半年間止めないといけない。株主を説得できない』などと発言している内部資料も見つかっています。利益を優先せず、安全対策をとってくれていたら、私たちはこんなに苦しまなくてすんだのに」

中島さんは、国や東電が、今なお不十分な安全対策のもと、原発の再稼働を進めようとしていることに対しても、「被害者を愚弄するにもほどがある」と憤る。

「ふるさとを失う辛さを、もう誰にも味わってほしくない。そのためには、国の責任を明らかにして国のエネルギー政策も改めてもらいたい。それが、この裁判の最終的な目標です。それまでは、あきらめるわけにはいきません」

## 【生業訴訟】

事故前の空間線量、毎時0.04マイクロシーベルト以下に原状回復するまで、月額5万円の慰謝料を求めるほか、国から避難指示が出されたエリアの原告は、ふるさと喪失の慰謝料2,000万円を合わせて請求している。(取材・文／和田秀子)

## 「生業を返せ！」最大の原発訴訟、原告たちの訴え（後編）

女性自身 投稿日: 2017年10月05日 16:00 JST



「原発事故がなければ娘や息子夫婦は、いつか南相馬に戻って、私たちの近くで暮らしてくれる予定でした。でも、原発事故が起きて、その計画も実現できなくなってしまいました」

こう言って肩を落とすのは、福島第一原発から約26キロの南相馬市原町区に住む金子利夫さん（66）、正子さん（66）夫妻。生業訴訟の原告である。

金子夫妻が住む原町区は原発事故直後、“屋内退避エリア”に指定された。そのため、事故直後は、東電からひとりあたり月額10万円の精神的慰謝料が支払われたが、それも1年半で打ち切りに。しかし、事故から年経った今でも、目に見えない被害は続いている。

「娘のエリ（仮名）は、原発事故前に出産したばかりだったんです。だから、子どもへの影響を心配して、事故後3年間は里帰りしませんでした」（正子さん）

エリさんが、初めて孫を連れて帰ってきたのは、2015年。しかし、エリさんの手には線量計が握られていた。

『『お母さん、線量が下がったといつても、まだ部屋の中で毎時0.44マイクロシーベルト（原発事故前の約10倍）もあるね』と言われて……。娘は今でも必ず、戻るときには線量計を持参します。安心して孫たちを里帰りさせてやれないのが、かわいそうで』

正子さんは、エリさんが孫を連れて里帰りするたびに、ミネラルウォーターと福島県産以外の食材を用意する。地元の水や食材に放射性物質が含まれていたら、と考えると心配だからだ。

「このあたりは、山や田んぼがあって自然の恵みが豊かなんです。この時期なら、山で栗とススキを取ってきて、お月見ができた。山菜を食べるのも楽しみだったし、山で汲んできた湧き水でコーヒーを入れると、すごくまろやかな味わいになって」(正子さん)

「でも、もうすべて汚染されてしまったから、そんなことはできなくなりました。国や東電は、お金だけで解決しようとするけど、それだけでは取り戻せないものもあるんです」(利夫さん)

金子夫妻はそう言って、失われた自然の豊かさを懐かしむ。

9月22日に判決が出た千葉の原発避難者訴訟では、「大津波は予見できたが、対策を講じたとしても事故を回避できなかつた可能性がある」などとして、国の事故責任を認めない判決が出た。

これに対しても正子さんは、しばらく怒りが治まらなかつた、と言う。

「原発事故は普通の災害とちがって、ひとたび起きれば、甚大な被害を及ぼします。自然は汚染され、次世代への影響も計り知れない。補償の有無やリスクに対する考え方の違いで、人間関係も破壊されてしまう。それが今回の事故でわかつたはずなのに、こんな判決を出すなんて。生業訴訟では、国の責任を認めさせて、二度と同じあやまちを繰り返させないようにしたいんです」

生業訴訟の弁護団事務局長である馬奈木巖太郎氏が、この裁判の意義をつぎのように語ってくれた。

「原告の話からもわかるように、被害の形は多様です。しかし現在は、加害者側の国や東電が、なにが被害で、誰が被害者かを決め、“お金”の問題だけに被害を矮小化しようとしています。こんなおかしな話はありません。裁判という形式上、賠償金の請求を求めていますが、お金だけにとどまらず、自然環境の再生や医療保障、壊れたコミュニティーの再構築なども合わせて訴えていくことを考えています。今回は、たまたま福島で事故が起こったが、いつ自分の近くの原発で事故が起きるかもしれない。いつ被害当事者になるかわからないのです。そういう意味でも、福島の人たちだけに関係する裁判ではない。誰もが関心をもって、10月10日の判決を見守っていただきたいと思っています」(取材・文／和田秀子)

## 全国で4番目、福島原発避難者訴訟が結審 判決は来年3月 京都地裁

産経新聞 2017.9.30 08:27 更新

東京電力福島第1原発事故で避難生活を余儀なくされたとして、福島県などから府内に避難した57世帯174人が国と東電を相手取り、計約8億5000万円の損害賠償を求めた集団訴訟の口頭弁論が29日、京都地裁（浅見宣義裁判長）であった。原告側が「責任を認めて」と訴えて結審した。判決は来年3月15日。原告側弁護団によると、原発被災者の集団訴訟の結審は前橋、千葉、福島地裁に続き全国4番目。

3月に前橋地裁が国と東電の責任を認める判決を言い渡したほか、今月22日には千葉地裁が、事故前の生活を壊されたことに対する「ふるさと喪失」の慰謝料を認め、東電に賠償を命じる判決を出した。

京都訴訟の原告のほとんどは国の指示によらない自主避難者。争点は国や東電が津波を見越しかかる「予見可能性」（2）対策次第では事故を回避できたかの「結果回避可能性」（3）避難の正当性などとなる。

この日の弁論では原告側の最終意見陳述が行われ、原告団共同代表の福島敦子さん（45）は「国と東電は、責任を認め、賠償をし、前向きに施策を転換していくことを強く望む」と意見陳述した。

原告側はこれまで、東電は地震や津波の危険性を認識しながら十分な対策をとらず、国も改善を命じなかつたと主張。国や東電は事故は予見できなかつたとし、争っている。

## 千葉・原発避難訴訟 「ふるさと喪失」初認定 賠償上積み

毎日新聞 2017年9月22日 21時56分(最終更新 9月22日 22時02分)



福島第1原発事故後に千葉県に避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた訴訟の判決を受け、「国の責任を否定」などと書かれた幕を掲げる原告の弁護士たち=千葉地裁前で2017年9月22日午後2時5分、宮間俊樹撮影

東京電力福島第1原発事故を巡る集団訴訟の2件目の判決となった22日の千葉地裁判決は、国の法的責任を否定する一方、「ふるさと喪失」の慰謝料を初めて明確に認め、東電に計約3億7600万円の賠償を命じた。原発事故から6年半。避難指示が解除された地域でも、元のコミュニティー再生にはほど遠い現状だ。判決は、従来の賠償基準の枠には到底とどまらない損害を認めたと言える。

## 【千葉】「ふるさと喪失」慰謝料焦点 東電福島原発事故 避難者訴訟きょう判決

東京新聞 2017年9月22日

東京電力福島第一原発事故で、福島県から千葉県などに避難した十八世帯四十五人が、国と東電に計約二十八億円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十二日、千葉地裁で言い渡される。故郷のかけがえのない生活を奪われた「ふるさと喪失」の慰謝料が認められるかどうかが、最大の焦点となる。（中山岳）

同様の訴訟は全国で約三十件、起こされており、判決は二例目。三月の前橋地裁判決は、津波は予測でき、対策を取れば事故は防げたとして、国と東電の責任を認めた。

前橋訴訟の原告が避難生活の精神的苦痛などへの慰謝料だけを求めたのに対し、千葉訴訟の原告は、避難生活に伴う慰謝料の他、故郷の自然豊かな生活や人間関係を丸ごと奪われた「ふるさと喪失」の慰謝料として、一人二千万円を請求。一部の原告は田畠や住宅などの賠償も求めている。

原発事故に伴う賠償を巡っては、東電は国の原子力損害賠償紛争審査会が一年八月に示した「中間指針」などに基づき、避難指示区域内の住民に月十万円の慰謝料を、帰宅困難区域からの避難者には別に七百万円を払う。

前橋地裁判決は、中間指針の合理性を認めた上で、指針を超える損害について、個々の事情に応じて賠償額を算定したが、賠償を認めたのは請求額のごく一部だった。

千葉地裁の原告側は、中間指針は不十分とし、避難に伴う慰謝料として月五十万円を請求している。国や東電は「中間指針は妥当で、裁判でも尊重されるべきだ」と主張している。

巨大津波を予測できたかを巡っては、政府の地震調査研究推進本部（推本）が二〇〇二年に公表した長期評価の信頼性が、千葉地裁の判断のポイントとなる。長期評価で推本は「福島沖を含む日本海溝沿いでマグニチュード（M）8級の津波地震が三十年以内に20%程度の確率で発生する」と予測していた。

千葉訴訟の原告側は、長期評価を活用すれば、国や東電は福島第一原発の敷地高（約十メートル）を超す津波を予測できたとし、「非常用電源を高台に設置するなどの対策をすれば、事故を防げた」と主張した。

被告側の東電は、長期評価は科学的な知見としては信頼度が低かったとして、「津波は予測できなかった」と主張。国は「原発事故前の法律では、東電に津波浸水の対策をさせる規制権限はなかった」としている。

### 千葉地裁の原発避難者集団訴訟の主な争点

	原告の主張	被告(国・東電)の主張
津波の予測と対策	政府の研究機関が2002年に公表した津波地震の長期評価を重視すれば、高さ約10メートル超の津波を予測できた。東電は対策を怠り、国は東電に対策をさせなかつた	長期評価は知見として不十分。東日本大震災級の巨大津波は予測できず、対策をしても事故は防げなかつた。当時の法律では、国は東電に対策をさせる権限がなかつた
賠償は十分か	国の審査会が原発事故後に示した中間指針に基づいた月10万円の賠償水準は、低すぎる。福島の生活や人間関係を破壊された「ふるさと喪失」の慰謝料を求める	中間指針に基づく月10万円の賠償水準は妥当で、尊重されるべきだ

東日本大震災 福島第1原発事故 避難賠償 東電・国の責任焦点 「古里喪失」どう評価  
千葉訴訟あす判決

毎日新聞 2017年9月21日 東京朝刊

## 千葉・原発避難者訴訟の主な争点

	原告側の主張	東電・国側の反論	前橋地裁判決(3月)に対する原告主張
予津波を予見できたか	「長期評価」に基づき、2002年には原発敷地の高さを超える津波の到来を予見できた	「長期評価」は内部で異論もある中まとめられ、確立した科学的知見とは言えなかつた。予見は不可能	「長期評価」から数カ月後には、原発敷地の高さを超える津波を予見でき、東電は08年に試算もしていた
被害対策はどれか	防潮堤の新設は難しくても、建屋の密閉や非常用電源の分散はできた	建屋の密閉や非常用電源の分散をしても被害は防げなかつた	別の非常用電源を確保するなどの対策があれば被害は防げた。期間や費用の点からも容易だった
責任国にもあるか	東電に対策を命じる権限が国にはあったのに行使しなかつたのは違法だ	事故時点で東電に対策を命じる権限はなかつた。行政指導は繰り返していた(国側の主張)	国は08年には東電の自発的対応が困難と認識しており、対策を命じなかつたのは合理性を欠き、違法
賠償は現在十分か	ふるさとを失って平穀な生活を送る権利を害された。「中間指針」に基づく現在の慰謝料は不十分	「中間指針」はふるさと喪失による苦痛も賠償の対象で、東電は十分な慰謝料を支払った	「中間指針」には一定の合理性がある。慰謝料の大部分は既に東電が支払い済みだ

東京電力福島第1原発事故に伴い福島県から千葉県に避難した18世帯45人が、東電と国に対し、原告1人当たり2000万円の「ふるさと喪失慰謝料」を含む総額約28億円の賠償を求めた訴訟の判決が22日、千葉地裁(阪本勝裁判長)で言い渡される。全国各地で約30件提起された原発事故の避難者集団訴訟では、初の司法判断となった3月の前橋地裁判決に次ぐ2例目で、ふるさと喪失慰謝料をめぐる判断は初めて。【斎藤文太郎】

## 【千葉】<原発避難 ふるさとを返して>（上）「今も帰りたい」募る思い 双葉町から避難の石川夫妻

東京新聞 2017年9月17日

二〇一一年三月の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県双葉町から八千代市に避難している石川茂男さん（89）と、はきのさん（81）夫妻は、六年半に及ぶ避難生活で体調を崩し、将来への不安を抱えている。千葉地裁の原発避難者訴訟の原告として、国と東電に苦しみを訴えてきた夫妻は「事故で何もかも無くし、もう帰れない。東電や国はきちんと補償してほしい」と願っている。

双葉町は、公務員だった茂男さんの故郷。二人は原発事故が起きるまで三十年以上、暮らしてきた。原発事故直後、福島県内の避難所を転々とし、約一週間後、長女が暮らす八千代市に避難した。現在は同市のマンションで、長女と三人で暮らす。

茂男さんは避難所で暮らす間に脱水症状になり、八千代市に移った後の約二ヶ月、入院した。退院後に持病のぜんそくが悪化。足も悪くなり、今は外出時に車いすを使う。要介護4と認定され、週に三回、介護施設のショートステイを利用。双葉町の自宅周辺は帰還困難区域だが「今も帰りたい」と漏らす。

はきのさんは、茂男さんの食事の支度や介護をしている。約四年前から足のしびれがあり「脊柱管狭窄（きょうさく）症」と診断された。昨夏は下痢が続いて体重が七キロ減った。「知り合いもいなくて毎日、テレビとにらめっこ。これからどうなるかなって考え込んじゃう」。茂男さんと週に一度、介護施設にリハビリへ行き、利用者らと話して気持ちを明るくしようとしている。

はきのさんは原発事故前、双葉町の自宅で生け花教室を開いていた。庭はユリやチューリップなど季節ごとに色とりどりの花が咲き、松の木もあった。多くの生徒が通い、近所の人もよく訪ねて来た。

これまで三回ほど双葉町に一時帰宅した。玄関にあった花は枯れ果て、室内は家具が散乱し、ネズミに荒らされていた。自宅近くの墓に、約十三年前に病死した長男の遺骨を残しているのも気がかりだ。生け花教室の生徒や友人らも、各地に避難するなどして散りぢりに。電話で連絡を取り合える人はいるが、再会できた人は、少ない。

はきのさんは約三年前に一時帰宅したのを最後に、体調不良などで双葉町には行くことができない。「双葉のことを忘れたことはなく、毎日、友だちを思い出す。会いたい」と涙を流す。大好きだった生け花は、今も手につかない。

はきのさんは一五年一月の口頭弁論に出廷。「亡くした息子の供養も十分にできず、穏やかで暮らしや



福島県双葉町で開いていた生け花教室の看板を手に、判決への期待を語る  
石川はきのさん（右）と茂男さん＝八千代市で

すかつた街が荒れてしまい、つらい」と訴えた。四年半に及ぶ裁判を振り返り「長かった。いい結果が出ればいい」と話している。（中山岳）



東京電力福島第一原発事故から六年半。福島県から千葉県などに避難した十八世帯四十七人（現在四十五人）が事故から二年後に提訴し、国と東電に計約二十八億円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十日、千葉地裁で言い渡される。かけがえのないふるさとを失い、大切な人たちとの離別を強いられながら、裁判を闘ってきた原告たちの今の思いを紹介する。

### 【千葉】<原発避難 ふるさとを返して>（中）「原発事故なければ」 南相馬市から避難の菅野さん

東京新聞 2017年9月18日

「人間はどのように生き、どのように死んでいくかを自身で決める自由があり、権利がある。私たちの六年間の避難生活が報われるよう、今後このような思いをする人が出ないようにと祈っています」

一月三十一日、千葉地裁の二〇一号法廷。東京電力福島第一原発事故を受け、福島県南相馬市鹿島区から千葉市に避難した菅野美貴子さん（62）は、原発避難者訴訟の原告の一人として、そう意見陳述した。一緒に避難した夫の秀一さんは二年前、六十四歳で亡くなった。

菅野さんは鹿島区出身。同郷の秀一さんと一九七三年に結婚し、息子二人を育てながら秀一さんと石材店を切り盛りしてきた。お年寄りや農協、銀行の職員らがお茶や昼ご飯の際に立ち寄り、客が来ない日はなかった。「楽しかったよ。鮮明で忘れられない」

東日本大震災と原発事故の直前、秀一さんは長年の仕事の影響でヘルニアを患った。身体障害者手帳の交付を受け、車いすで生活をしていた。宮城県で暮らす長男（42）夫婦が南相馬市に移り住み、石材店を継ぐ計画だった。

思い描いていた生活は震災と原発事故で一変した。三百三十平方メートルの自宅兼工場のうち、自宅が全壊。秀一さんは車いでの生活に加え、糖尿病の治療が必要だったことから、南相馬市の指示で、震災から十二日後に千葉市の老人ホームに避難した。二〇一一年七月には現在暮らす千葉市の家に引っ



秀一さんの遺影の前で、福島県南相馬市での生活を振り返る菅野美貴子さん=千葉市で

越した。だが、秀一さんは心筋梗塞や肺炎などを発症し、入退院を繰り返すようになった。

南相馬市鹿島区は国の避難指示区域に指定されなかった。幸い、石材店の工場の機械は使うことができたため、仕事を再開することもできた。だが、秀一さんの治療のことを考え、ふるさとには戻らないと決め、一二年八月に自宅と工場を壊した。

秀一さんは南相馬市のこと話をしなくなり、食欲もなくなってしまった。「ゼロからスタートした工場だった。思い入れがいっぱいだったと思う」。最期は寝たきりとなり、一五年八月に腎不全で亡くなった。

「原発事故がなかったら、お父さん（秀一さん）の具合が悪くなかったら、南相馬で再建できていたのでは」との思いは消えない。判決後、宮城県と横浜市で暮らす二人の息子のいずれかの元で暮らすつもりだ。「何も考えず、ゆっくりしたい」



訴訟の原告やその家族でつくる「原告と家族の会」の副代表を務める瀬尾誠さん（65）は=長野県飯綱町=は会社を早期退職し、当時住んでいた鎌ヶ谷市から福島県浪江町に移住した。浪江町に妻（65）の実家があり、年老いた義父の米作りを手伝うためだった。

ところが、移住してわずか一年後に原発事故が発生。浪江町は避難指示区域となり、描いていた夢は絶たれた。

瀬尾さんは今、飯綱町で米の無農薬栽培に取り組む。「千葉の原告だけでなく、福島県から各地に避難した人々が少しでも多くの賠償を認めてもらえる判決がほしい」（黒巣香織、美細津仁志）

### 【千葉】<原発避難 ふるさとを返して>（下）「地域や人間関係 崩壊」「ふるさと喪失」の慰謝料も請求

東京新聞 2017年9月19日

「何代も続いた家がこんな形で消えてしまう無念さは筆舌に尽くしがたい苦悩で、生涯、消えない」。今月二日、千葉市内で開かれた原発避難者千葉訴訟の原告や支援者らが参加した集会で、福島県浪江町議を十六年務めた原告の男性（87）は、声を絞り出した。

男性は原発事故で浪江町から長女の住む鎌ヶ谷市へ避難し、現在は横浜市で暮らす。浪江町の自宅には、先祖の位牌（いはい）や両親、妻らの遺品など、多くの思い出の品を残したまま



千葉地裁判決を控え9月2日にあった集会で、勝訴への願いを語る原告団代表の遠藤行雄さん（手前）ら原告たち=千葉市で

だ。事故前は生きがいだった稻作も今はできず、米を買わなければならない。

男性は、原発事故直後に避難者が十数万人に上ったとし「家族はばらばら、地域の歴史、文化、伝統などが崩壊の危機にさらされた。解散したコミュニティーも多くある」と訴えた。

全国で約三十件の同種訴訟が起こされており、最初の判決となった三月の前橋地裁判決は、津波は予測できたとして、国と東電に賠償を命じた。

前橋訴訟の原告は、避難を強いられた精神的苦痛に対する慰謝料として一律に千百万円を請求した。これに対し、千葉訴訟の原告は、避難生活に伴う慰謝料の他、自然豊かな故郷での生活や仕事、人間関係を奪われた「ふるさと喪失」の慰謝料として一人二千万円を請求している。

原告の弁護団長の福武公子弁護士は「判決で、生活の再建ができるようなきちんとした賠償を認めてほしい」と話す。

二〇一三年の提訴から四年半。提訴時に十八世帯四十七人だった原告のうち、これまで六人が亡くなった。原告の資格を受け継いだ遺族を含む四十五人が、二十二日の判決を迎える。

弁護団によると、原告には国の避難指示区域内からの避難者だけでなく、区域外から避難した一世帯四人なども含まれる。この訴訟とは別に、避難指示区域外から千葉県に避難した六世帯二十人が一五年六月、損害賠償請求訴訟（第二陣訴訟）を起こし、現在も千葉地裁で審理中だ。

避難指示区域外からの避難者に対し、福島県は今年三月いっぱい、家賃補助を含めた住宅の無償提供を打ち切った。

千葉県によると、打ち切り後の四月時点で、県内に暮らす区域外からの避難者は百九十五世帯。家賃などの金銭負担が重い人も少なくない。支援団体「避難の協同センター」（東京）の瀬戸大作事務局長は「母子家庭などは特に金銭的に問題を抱え、支援が必要」と指摘する。

原告たちは、避難指示の区域内外で区別せず、全員に同等の賠償を求めている。原告や支援者たちが公正な判決を求めて集め、千葉地裁に提出した署名は、これまで五万八千八十八人分に達した。

原告団代表の遠藤行雄さん（84）は「判決で勝利することで、志半ばで亡くなられた原告の方々に報いたい」。ふるさとを奪った原発事故に対する国と東電の責任を明確にし、被害を償ってほしいー。原告たちは同じ願いを胸に、司法の救済を待っている。（中山岳、美細津仁志）

<原発避難集団訴訟>72人追加提訴 原告は670人に 福島地裁いわき支部

河北新報 2017年09月13日水曜日

東京電力福島第1原発事故で古里が失われたとして、避難者が東電に慰謝料を求めていた訴訟で、新たに72人が12日、福島地裁いわき支部に訴えを起こした。原告は計670人になった。

訴えによると、72人はいずれも原発事故当時、避難指示が出された双葉郡内に居住。精神的苦痛を受けたなどとして、1人当たり2000万円の慰謝料を求めていた。

いわき市で同日あった集会で、福島県富岡町から同市に避難する原告団共同代表の団体職員林修さん（62）は「古里は人生の根幹。先祖代々が伝承してきたものが途絶えた。団結して勝訴したい」と話した。

一連の訴訟で今回の提訴は第3陣。第1陣は10月11日に結審する予定。

福島第1原発事故 原発避難者山形訴訟 悲痛な思い吐露 本人尋問に3人 地裁／山形

毎日新聞 2017年9月12日 地方版



閉廷後に記者会見する原告側弁護団＝山形市七日町2の県弁護士会館で

「古里捨てた」罪悪感／地震のたびにびくびく

東京電力福島第1原発事故による県内避難者が国・東電に1人当たり1100万円を請求した損害賠償訴訟で、本人尋問が11日、山形地裁（松下貴彦裁判長）で始まった。東日本大震災から6年半を迎え、初提訴からも既に4年2ヶ月。原告の避難者3人が初めて証言台に立ち、避難生活の不安を訴えた。

【野間口陽、的野暁】

## ＜原発避難集団訴訟＞被災者の救済 道陥しく

河北新報 2017年05月01日月曜日

東京電力福島第1原発事故の避難者集団訴訟で、一つの判決の意味を考え続けている。3月17日の前橋地裁判決だ。

「津波は予見できた」と東電と国の責任を初めて認めたことに注目が集まつたが、容認された賠償額は低く、原告の落胆は大きい。法廷は全ての避難者救済の場になり得るわけではない。支援の在り方を見直すべきだと、突き付けられているのではないか。

「東電は2008年には津波を予見していた」「国が規制権限を行使していれば原発事故は防げた」。地裁は最大の争点だった津波の予見可能性を認め、東電と国に過失があるとして、両者が同等の賠償責任を負うと判断した。

判決は「画期的」と評価されたが、原告に会心の笑顔はなかった。「避難の苦痛は誰もが同じ」との趣旨で1人一律100万円の損害賠償を求めたものの、認められたのは原告の半数以下の62人。残る72人は棄却された。

容認額も請求額と開きがある。避難区域からの避難者で75万～350万円。区域外からの自主避難者は7万～73万円だった。

賠償問題に詳しい吉村良一立命館大法科大学院教授（環境法）は「強制的な避難かどうかで、判決の容認額の起点が異なった」と分析する。

強制的な場合は主に数百万円、自主避難者は数十万円を起点に慰謝料を算定。東電から既に支払われた額を除いた分を原告の請求額と認めたとみる。裏を返せば「避難生活の苦痛は同じ」との原告側の主張は重視されなかつたことになる。

「（裁判に）意味がなかつたとは思わないが、賠償額に、私たちの6年間の苦労はたつたこれだけのものだったのかと思った」。原告の一人は吐露した。

市民にとって、提訴は勇気の要る決断だ。ましてや自主避難者は住宅の無償提供が今年3月で打ち切られるなど、経済的な苦境に立たされる例もある。

判決後、国と東電に続いて原告側も「賠償が損害に見合っていない」などと控訴したが、加わつた避難者は70人。一審からほぼ半数に減つた。控訴のハードルがいかに高いか分かる。

「被害者が泣き寝入りせざるを得ない立場にあるのはおかしい」。こう憤る原告一人一人が救済される道は他にないのか。

いわき市出身の開沼博立命館大准教授（社会学）は「司法の網から漏れた人をカバーしていくためには、被災者支援の窓口拡充などが必要だ」と指摘。元福島大教授の今井照氏（地方自治総合研究所主任研究員）は「自治体が避難者の窓口となり、国と折衝することが現実的」と話す。

集団訴訟の原告には事前の和解仲介手続き（ADR）などで解決できず、追い詰められて提訴に踏み



東電と国が過失を認めた前橋地裁の判決。「一部勝訴」の文字通り、原告が十分に納得できる内容ではなかつた=2017年3月17日、群馬県前橋市

切った避難者が少なくない。

重要なのは控訴審でも争われる津波の予見可能性や東電、国の責任論だけではない。被災者支援の在り方は置き去りにできないとの認識と課題を共有したい。(福島総局 阿部真紀)

[原発避難者集団訴訟] 東京電力福島第1原発事故後、福島県内外に避難した被災者らが東電と国に慰謝料などを求めた集団訴訟。全国18カ所の地裁で争われ、原告は1万2000人を超える。避難の苦痛や古里喪失を訴え、原状回復なども求めている。津波の予見可能性、賠償額の妥当性などが争点。今年3月の前橋地裁に続き、9月に千葉地裁、10月に福島地裁の1件で判決が言い渡される予定。